

## 『仮名・借名取引』について

架空人物などの名義による「仮名取引」や、他人の名義を使用した「借名取引」は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」により禁止されています。

お取引をいただく場合、ご本人の資産、ご本人の意思をもって、原則としてご本人の注文により行っていただく必要があります。そのため、Eメールアドレスや電話番号が同一でありながら住所や姓が異なる口座等については、取引の主体者について、確認させていただきます。

また『仮名・借名取引』などの疑いがある取引について、定期的に本人確認調査を実施しています。その結果、当社が、ご本人の取引でない疑いがあると認める場合、取引の停止、口座の解約等の措置を取ることとなります。仮名取引とは・・・本人の名義によらず他人や架空人物などの名義を使用して取引を行うこと。借名取引とは・・・他人から名義を借りて取引を行うこと。

### ①パスワード管理・口座名義人ご本人様以外の方の口座利用、問合せなどの制限

当社では、お客様の支店番号、お客様コード、パスワード等は口座名義人ご本人様で管理いただくことをお願いしております。また、インターネット取引の匿名性に配慮し、口座名義人ご本人様以外の方の口座のご利用並びに個別のお取引に関するお問い合わせはお断りさせていただいております。

なお、口座名義人ご本人様以外の方がお取引を行なっている疑いがある場合には、犯罪収益移転防止法に基づき、本人確認の上、お取引を制限させていただく場合もございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

### ②追加的本人確認（口座開設時以外の本人確認）

以下に該当するお客様のうち、当社が本人確認を行なう必要があると判断したお客様に対しては、追加的本人確認を行なわせていただく場合がございます。

- ・口座名義人へのなりすまし（含む口座名義人以外の口座利用等）などの疑いがある場合。
- ・その他事象において、本人特定事項等に疑いが生じた場合。

なお、追加的本人確認とは、通常の実績確認書類とは別の本人確認書類又は公共料金の領収書などの補完書面を受け入れること等を指します。

### ③定期的な取引実態の確認調査

犯罪収益移転防止法に基づく仮名・借名取引等防止の観点から、当社では定期的にお客様の属性ならびにお取引の実態等を確認（必要に応じたお客様への電話ヒアリング等含む）させていただいております。当社が必要と判断した場合は、本人確認の上、お客様のお取引を制限させていただく場合もございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

### ④疑わしい取引の届出

テロ資金供与またはマネー・ロンダリングに係る疑いのあるお取引、お客様の収入・資産等に見合わない高額なお取引、短期間のうちに頻繁に行なわれ取引総額が多額であるお取引、真の取引者を隠匿している疑いがあるお取引など当社の判断により、疑わしい取引の届出の対象となる場合があります。

※【犯罪による収益の移転防止に関する法律について】

警察庁（JAFIG）ホームページ⇒<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

以上、当社HP（証券ジャパンHP：HOME＞サービス案内・手数料＞不公正取引について）より抜粋。